

熊本市上下水道局電子納品運用ガイドライン（案） 平成 29 年 4 月 修正概要

項	旧	新	備考
1.1.3 (P.3)	下記電子納品対象外案件一覧表に示す条件を満たす場合、協議の上電子納品対象外工事とする。	下記電子納品対象外案件一覧表に示す条件を満たす場合、 協議の上 電子納品対象外工事とする。	協議は不要とする
1.6 (P.28)	測量業務成果品の電子納品に係わる費用については、現行の諸経費率で対応する。また、地質調査業務及び設計業務等成果品の電子納品に係わる費用については、現行の「印刷製本費」を「電子納品成果品作成費」の積算とする。	測量業務 成果品の電子納品に係わる費用については、現行の諸経費率 で対応する。また、地質調査業務及び設計業務等成果品の電子納品に係わる費用については、 現行の「印刷製本費」を 「電子納品成果品作成費」の積算とする。	H28.11 積算基準の改定による